

No. 125(2012/3)

ウィニー (Winny) 事件最高裁決定 (最高裁平成 23 年 12 月 19 日)

弁護士 小倉 秀夫

1 事案

X は、「Winny」というファイル共有ソフトを開発し、順次改良しながら、匿名で開設したウェブサイト上で公開し、不特定多数の者に提供していた。

「Winny」は、個々のコンピュータが、中央サーバを介さず、対等な立場にあつて全体としてネットワークを構成する P2P 技術を応用した送受信プログラムである。Winny は、情報発信主体の匿名性を確保する機能（匿名性機能）とともにクラスタ化機能、多重ダウンロード機能、自動ダウンロード機能といったファイルの検索や送受信を効率的に行うための機能を備えており、それ自体は多様な情報の交換を通信の秘密を保持しつつ効率的に行うことを可能とし、様々な分野に応用可能なソフトであるが、著作権を侵害する態様で利用することも可能なソフトである。なお、被告人は、Winny を公開するに当たり、ウェブサイト上に「これらのソフトにより違法なファイルをやり取りしないようお願いします。」などの注意書きを付記していた。

B および C は、「Winny」をインターネット上でダウンロードして入手し、N らが著作権を有するゲームソフト等が蔵置されているハードディスクと接続したコンピュータを用いて、インターネットに接続された状態の下、上記各情報が特定のフォルダに存在しアップロードが可能な状態にある「Winny」を起動させ、同コンピュータにアクセスしてきた不特定多数のインターネット利用者に上記各情報を自動公衆送信し得るようにした。B および C は、著作権法違反の疑いで起訴され、既に有罪判決が確定している。

X は、B および C の上記犯行を幫助したとして起訴され、第 1 審では有罪判決が下され、控訴審では無罪判決が下された。検察官はこれを不服として、上告した。

2 判旨

- 2-1 多数意見
- 2-2 裁判官大谷剛彦の反対意見

3 解説

- 3-1 はじめに
- 3-2 問題の所在

- 3-3 下級審判決
- 3-4 上告審——行為の客観面について
- 3-5 上告審——行為の主観面について
- 3-6 最後に

(以上全 10 ページ)